～堤外の農道等の土砂撤去を行う農業関係団体の方々を支援します～

協働の堤外農道土砂撤去事業

飯山市経済部農林課

令和元年 台風１９号により被災した、堤外の農道や農業用排水路に堆積した土砂の撤去作業を行う市内の公共的団体に対して、建設重機の借上げ料を支援します。

事業の活用をお考えの団体は、農林課 耕地林務係までご相談ください。

○事業の申請

堤外の農道、農業用排水路に堆積した土砂の撤去を目的とした農道・水路を管理している区（又は実施団体）などの公共的団体が所定の様式（要望書）により申請します。

○対象となる経費

土砂撤去作業のうち、次の経費を対象とします。

・重機、運搬車両等の借上げ料（燃料代含）

○実施方法

（１）実施区（又は実施団体）と市担当者が現地打合せを行い、対象事業の施工計画を立てます。

（２）作業に必要な重機や車輌（バックホー、タイヤショベル等）は、実施区（又は実施団体）からリース会社等へ発注していただき、リース会社等からの請求により、その借上げ料を市が支払います。

（３）実施区（又は実施団体）は、作業完了後、速やかに完了報告書、写真、及び作業した位置図の提出をします。

○地元協力金

地元協力金（事業費の５％～１５％）が必要となります。

申請様式（要望書）など詳しい内容は、飯山市ホームページをご覧ください

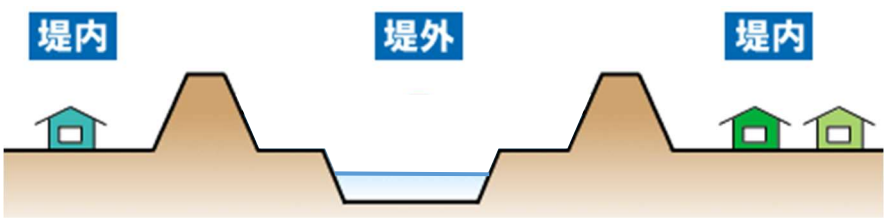

●支援の申請・ご相談●
農林課　耕地林務係
電話：62-3111（内線 265）
ﾌｧｯｸｽ：62-6221
担当：関、浦野、井川